

## 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会（第3回） 議事録

日 時：平成 25 年 7 月 25 日（木）

場 所：スタンダード会議室 虎ノ門 SQUARE 4 階会議室

○本郷座長代理 定刻になりましたので、ただいまから「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を開催します。

構成員の皆様におかれましては、本日も大変御多忙の中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

上野構成員がまだなのですが、始めさせていただきます。

まず、事務局より資料の確認をお願いします。

○井上企画課長 厚生労働省障害保健福祉部企画課長の井上でございます。

まず、資料の確認をさせていただきたいと思います。

一番上に議事次第がございます。

配置図、中間取りまとめ（案）でございます。

その下には中間取りまとめ（案）の参考資料とクリップでとめた資料が置かれているかと思えます。

本日、新たに追加資料として提出されたものがございまして、重光構成員の提出資料、田中構成員の提出資料、今中構成員の提出資料がございます。

それとはまた別に、岡部構成員のほうからエイブル・アート・ジャパンという小さなリーフレットをお配りしております。

田端構成員から、ヨーロッパ巡回展ニューズレターvol.2 という資料が配られているかと思えます。

資料は以上でございます。お手元でございますか。不足があれば事務局にお申しつけください。

なお、前回、懇談会の際にも事務局から御紹介しましたが、青柳座長が7月8日付で構成員を辞任されました。文化庁長官御就任に伴いまして構成員を辞任されましたので、本日の議事運営につきましては、青柳座長から御指名のありました本郷座長代理にお願いしているところでございます。

今回、2回目から構成員のメンバーに加わりましたが、前回欠席でありました、一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会常務理事の上野構成員がきょう初めて御出席になっていますので、御紹介申し上げます。

事務局から以上でございます。

○本郷座長代理 それでは、本日は、中間取りまとめ（案）というのが皆様のお手元にあると思うのですが、その取りまとめ（案）を議題といたします。

本日の御議論を踏まえて、中間的な取りまとめを行いたいと考えておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から、中間取りまとめ（案）を説明していただきたいと思います。お願いします。

○井上企画課長 それでは、お手元にお配りしております「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間取りまとめ（案）」につきまして、説明を加えながら、全体を読み上げてさせていただきたいと思っております。

この中間取りまとめ（案）につきましては、これまで2回の御議論を踏まえまして、事務局のほうで青柳前座長、本郷座長代理とも御相談の上、案文を作成しまして、また、更に構成員の皆様方にも事前に案文をお示しして意見を頂き、全体のバランスも見ながら、反映できるところは反映させていただくという形で、本日お配りしている案文を整理させていただいたところでございます。本日は、この案文について御議論いただければと思います。

それでは、中身に入ります。

## 1 障害者の芸術活動の意義

○ 芸術活動を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人の権利であり、障害者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義を有している。

○ また、障害者の芸術活動の中からは、既存の価値観にとらわれない芸術性が国内外において高い評価を受けるような事例も数多く出てきており、障害者が生み出す芸術作品は、これまでの芸術の評価軸に影響を与え、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で、芸術文化の発展に寄与する可能性を有するものである。

## 2 障害者の芸術活動への支援の方向性

（支援の方向性）

○ 上記のような障害者の芸術活動の意義を踏まえると、その支援を行っていくに当たっては、「裾野を広げる」という視点と、「優れた才能を伸ばす」という視点を踏まえ、仕組み作りを行っていくことが重要である。

○ まず、「裾野を広げる」という視点からは、地域に根差した現場で芸術活動を行う障害者本人、その家族、支援者等に対して、創作活動や権利保護等に関する相談支援を行ったり、支援を行う人材を育成するなどの取組を推進していくことが、一つの大きな柱と考えられる。

○ また、「優れた才能を伸ばす」という視点からは、芸術性の高い障害者の作品を

評価・発掘し、国内外への幅広い展示機会を確保するなど、身近な地域を超えた支援の仕組みを構築していくことが、もう一つの大きな柱と考えられる。

- こうした2つの柱に沿って具体的な支援を推進していくためには、後述するように、これを支える人材が相互に連携・協力して支援に取り組めるようなネットワークを構築することが望まれる。

(障害者の芸術作品を発信する様々な活動とその支援の在り方)

ここの部分では、これまで2回の懇談会におきまして、1つは「アール・ブリュット」という呼称のもとで取り組まれている活動についての評価ということで、この活動について積極的に評価する声を相当数の委員から頂いたところでございまして、その点についての整理と、一方で、「アール・ブリュット」という呼称を用いることなく、しかし、それぞれの概念のもとで取り組んでいるという取組もそれぞれあるということ、また、「アール・ブリュット」という呼称について異なった御意見も示されたということで、そういった御意見も全体のバランスを考えて御紹介し、最終的に障害者の芸術活動として、1ページの1に掲げているような意義があるようなものについては、全体として支援の対象として考えていきたいというまとめ方をしているところでございます。

2ページ目の1行目から中身を読ませさせていただきます。

- 近年、「アール・ブリュット」という概念・呼称の下で、障害者の優れた芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動が関係者の間で進められており、そのような活動を通じて、国際的にも高く評価される作品が生まれてきている。こうした中、本懇談会の構成員の中からも、次のような理由から、「アール・ブリュット」という呼称の下でそのような活動を進めていくことを支持する意見が示された。

- ・ 障害者が創り出す作品を評価し、発信していく上では、一定の共通言語があった方がよい。
- ・ 芸術活動において障害の特性が能力として活かされている場合、それを「アール・ブリュット」という概念の下に評価する枠組みができており、それがきっかけとなって障害者の社会参加が推進されている。
- ・ 「アール・ブリュット」という言葉は、国際的にも認知されており、芸術の枠組みを広げたり、深めたりする作用も期待できる。

(注) アール・ブリュット：フランスの画家ジャン・デュビュッフェによって考案された言葉であり、「加工されていない生(き)の芸術」を意味する。デュビュッフェは、精神障害のある人や幻視家などが制作した絵画や彫刻をアール・ブリュットと呼び、それらの美術の専門教育を受けていない人々の作品を、「もっとも純粋で、もっとも無垢な芸術であり、作り手の発想の力のみが生み出すもの」とであると高く評価した。

- このような取組の実績や、その活動を支持する意見等を踏まえれば、「アール・ブリュット」という概念・呼称に共感する人々が、その呼称の下で障害者の優れた

芸術作品を評価・発掘し、国内外に発信する活動に取り組んでいくことは、上記1に示したような障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与といった観点からみても大きな意義を有しており、今後もこうした取組の一層の推進を図っていくことが望まれる。

○ また、本懇談会では、「アール・ブリュット」という呼称を用いることなく、それぞれの概念の下で取り組んでいる次のような活動の紹介も行われた。これらの活動も、障害者の社会参加の促進、共生社会の実現、芸術文化の発展への寄与という観点からみて、それぞれに大きな意義を有するものといえる。

- ・ 市民が主体となって自分たちの文化、芸術活動を生んでいく一つの市民活動として「エイブル・アート・ムーブメント」に取り組んでいる。その中で障害のある方たちの表現を支えるということを主要な活動にしている。
- ・ 知的障害がある方の作品について、「アウトサイダー・アート」等の名称でカテゴライズせず、現代を生きる人が生み出す「現代アート」として発信している。
- ・ 肢体不自由児・者の生きがいつくり、一般の人々の障害者に対する理解の促進を目的に、グラフィックアート・コンテストの開催、美術展やデジタル写真展への参画などの活動を行っている。

○ こうした活動を行っている構成員の中からは、「アート・ブリュット」という呼称の下で取り組まれてきた活動の実績については一定の評価を示しつつ、その呼称について、次のような見解も示された。

- ・ 「アール・ブリュット」に対する認識が人によって非常に異なっている。
- ・ 障害のある人が表現したらそれが「アール・ブリュット」になるのかという疑問がある。障害者というレッテルから自由になるために表現活動をしてきた人にとって、「アール・ブリュット」という言葉が、レッテルとして機能する側面もある。
- ・ 日本の現状では、「アール・ブリュット」という言葉が、本来の意味を離れて、「障害者アート」として捉えられがちである。「障害者アート」というカテゴライズはいらぬのではないか。

○ 以上のことを踏まえれば、「アール・ブリュット」をはじめ様々な概念・呼称で取り組まれている活動はそれぞれに尊重されるべきであり、本懇談会としては、上記1に示したような障害者の芸術活動としての意義を有する活動については、どのような概念・呼称の下で行われているかを問わず、支援の対象として考えていくこととしたい。

### 3 障害者の芸術活動への具体的な支援の在り方

#### (1) 障害者、その家族、支援者等に対する支援の在り方について

この(1)の部分につきましては、先ほどの「裾野を広げる」という視点に基本的に対応した支援の在り方について整理しております。

(相談支援の充実)

- 障害者が芸術活動を行うに当たっては、公募展等への作品の出展や販売の機会、著作権等の権利保護等に関する相談体制が身近にあることで、芸術活動を通じた障害者の社会参加が一層促進されるとともに、才能のある障害者の活躍の場が一層広がることが期待される。
- しかし、実際に芸術活動を行っている障害当事者からは、自分で出展依頼等に対するやりとりをする中で、どのように返事をすればよいのか、依頼を受けてよいのかという点で悩んだり、誰かに手伝いを依頼したいと思うことがあるが、そうしたときに、相談先や手伝いを頼める人がなかなか見つからなくて困っているといった声も聞かれた。
- また、地域において障害者の芸術活動の支援を行っている福祉サービス事業所や特別支援学校等においては、その支援の方法や、著作権等の保護等に関する知識や経験に乏しい場合が多いとの指摘もあった。
- このため、身近な地域の中で、障害者本人やその家族、障害者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係者からの相談を受け付けられるような相談支援機関を設け、地域ごとに相談支援の体制を確保するとともに、そのような取組があることを広く周知していくことが望まれる。
- また、後述するように、福祉サービス事業所や特別支援学校等において美術大学や芸術大学の学生等を受け入れるなど、福祉・教育分野と芸術分野の人材の交流を図ることも重要であるが、その際に、美術大学・芸術大学の窓口等において、関心がある人材と事業所等を結び付ける役割を担うことも考えられる。また、地域において先進的な取組を行っている団体等を窓口として、関係者によるネットワークの形成を図ることにより、人材の交流を進めることも考えられる。

(障害者の芸術作品に関する権利保護)

- 障害者が芸術活動を行うに当たっては、障害者本人が著作権等の権利を行使するために自らの意思を表示する上で困難を伴うことがある場合や、芸術活動を行う場面で様々な関係者が関わる場面があることなどから、障害者の芸術作品に関する権利保護には、十分な配慮がなされる必要がある。しかしながら、実際には、障害者の芸術活動の支援に取り組む関係者の間でも、こうした障害者の芸術作品に関する権利保護に対する認識が十分であるとはいえない状況がみられる。
- 障害者の芸術作品に関する権利を保護していく上での実体法上の問題としては、所有権の問題と、著作権法上の権利の問題とがある。
- このうち所有権については、福祉サービス事業所で芸術活動を行う障害者の芸術作品の所有権が、どのように障害者本人、福祉サービス事業所に帰属するのかが最大の問題となる。この問題に対しては、所有権の取扱いについて事業所側と個々の障害者が合意して契約で定める、あるいは事業所においてあらかじめ所有権の取扱

いに関する規程を定めておき、それに準拠して権利を取り扱うことを明確にしておくといった対応が望まれるところであり、こうした対応を促すため、ガイドラインの作成・普及を図っていくことが考えられる。

- また、著作権法上の権利（著作権（財産権）、著作者人格権）については、福祉サービス事業所の関係者の理解を深めるため、著作物の利用に係る承諾書の様式例を示す等、権利の行使やその保護のために必要な手続き等に関するガイドラインを作成するとともに、福祉サービス事業所の関係者に対する研修等による著作権法の普及啓発を図っていくことが考えられる。また、成年後見制度が利用される場合もあるため、成年後見人が、著作者の権利を適切に保護しつつ権利行使が可能となるよう、著作権法上の普及啓発活動を行うことが望まれる。
- さらに、事業所の職員等が障害者の権利の行使やその保護に関して具体的な問題に直面した場合に、相談に応じることができる窓口を設けることも重要である。  
(地域において障害者の芸術活動を支援する人材の育成)
- 地域において障害者の芸術活動を理解し、適切に支援することのできる人材を育成することは、非常に重要な課題である。
- このため、例えば、福祉サービス事業所や特別支援学校等において、美術大学や芸術大学から学生等を受け入れることや、地域で開催されるワークショップに参加することなどを通じて、職員が芸術分野の人材と交流し、芸術に対する理解を深めるとともに、芸術活動を支援する方法を学ぶこと、また、福祉教育等の現場において、障害者の芸術活動等に触れる機会を作ることなどが考えられる。また、上述のとおり、障害者の芸術作品に関する権利保護についての普及啓発を行うことも重要である。

## (2) 障害者の優れた芸術作品の展示等を推進するための仕組みについて

これは1ページ目で言いました「優れた才能を伸ばす」という視点に基本的に対応する部分でございます。

### (優れた芸術作品の評価・発掘・保存、展示機会の確保等)

- 障害者の芸術作品については、福祉サービス事業所等の現場における理解不足等により、非常に優れた芸術的価値のある作品であっても、適切に評価されることなく埋もれてしまっているものが少なからずあるのではないかと懸念されている。こうした作品を評価・発掘することにより、国内外における幅広い展示機会を確保する取組が進められることは、障害者の社会参加を推進するとともに、芸術文化の発展に寄与するという観点から、非常に重要な課題である。
- こうした課題については、実際に学芸員や福祉関係者等が連携して、国内外の障害者の芸術作品の調査を行うことにより、評価・発掘という点で一定の成果を上げている事例もみられることから、こうした取組をさらに広げていくことが必要である。その際には、学芸員等の美術関係者だけでなく、福祉現場・医療現場等の人材

が協働して調査を行うことが重要であり、こうした活動を続けていくことを通じて、障害者の芸術作品の評価の在り方も練り上げられていくことが期待される。

- また、評価・発掘された芸術作品の保存場所をどう確保するか、さらに、優れた作品を継続的・安定的に保存する観点から、保存すべき作品を選定する際にどのように客観性を担保するかといったことも課題となってくるが、上述のような評価・発掘の取組を進めていく中で、こうした課題の解決方法についても、検討を行っていく必要がある。

(作品の販売や商品化への支援)

- 障害者の芸術作品に対する国内外の評価の高まりがみられる中で、障害者の芸術作品の販売やその二次利用による商品化等も進んできており、経済面から障害者の生活の向上を図り、自立に向けた支援を行う観点からも、このような取組は重要である。
- 実際に障害者の作品について、アートフェアに出展することで収益を確保して障害者に還元したり、障害者の作品を使用したいという企業等からデザイン使用料の支払いを受けるといった例もみられる。
- こうした取組をさらに進めていくためには、明確な権利関係の下、企業や美術館等と障害者との間に立ち、依頼受付、営業、事業企画、金銭の受渡し等についての支援を行う機能が重要であり、実績・知見のある先進的な取組におけるノウハウを普及していくなどの取組が望まれる。

(障害者の芸術作品を評価・発掘・発信を行う人材育成)

- 障害者の芸術活動への支援を推進していくためには、地域の福祉サービス事業所や特別支援学校等において支援を行う人材を育成することに加え、障害者の芸術作品を評価・発掘・発信していく人材の育成が必要である。
- こうした観点から、例えば、美術大学や芸術大学の学生が福祉サービス事業所や特別支援学校でインターンとして働くことを促すことや、美術大学や芸術大学において、学芸員養成課程や芸術系の教員養成課程の中で障害者の芸術に関する内容を授業に取り入れること、また、国が行う全国の美術館関係者向けの研修で、障害者の芸術に関する内容を取り入れることなどを通じて、美術関係者による障害者の芸術に対する理解を深める取組を進めていくことが考えられる。

(3) 関係者のネットワークの構築等について

- 障害者の芸術活動を普及・発展させていくためには、障害者やその家族、障害者の芸術活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校等の職員、障害者の芸術活動に理解のある美術関係者等のネットワークを構築していくことが必要である。
- 障害者の芸術活動を支援するためのナショナルセンターを設けるべきという議論については、構成員から以下のような意見が示されており、これらを踏まえ、本懇談会としては、各地域のレベルにおいて相談支援・人材育成等の現場の支援や芸

術作品の評価・発掘・保存・発信等を行う機能の強化を図り、拠点化を進め、それらを全国的なネットワークとして結び付けていくような方向を目指すことが重要であるとする。

- ・ ナショナルセンターという位置付けで背骨のある形で支援していくことが必要であるが、中央にハコモノを一か所設置するというイメージではなく、地域の美術館や施設を国が支援するというような弾力性をもって考える必要がある。
- ・ アートは多様性が面白いところだが、ナショナルセンターで絶対的な基準を作るようなことになってしまうと、逆に多様性が見えてこなくなる。地域に根差した美術館や施設に国が支援していくことにより、結果として、そこに多様性が自ずと生まれてくるのではないか。
- ・ アール・ブリュットの発信は、一極集中で上から下に下ろすのではなく、各地域で発信していくものがふさわしいし、その方が発信力も強い。
- ・ まずは地域のニーズと密着して情報交換や人材交流などの取組が行える場が必要であり、その上に立って全国的な情報交換・人材交流を行うことができるセンターについて考えるべきである。
- ・ ナショナルセンターは、ハコモノというよりは、ネットワーク形式のものを作って、それぞれの地域や現場を活性化するようなものになるのではないか。

ここでは、ナショナルセンターを設けるべきという議論についての構成員からの御意見の整理をしております。○のところの地の文章のところでは、この懇談会の構成員の間でのコンセンサスが得られたと受けとめておりますところで、ある各地域のレベルでいろいろな機能の強化を図って、それを拠点化して全国的なネットワークにしていく方向性、これは恐らく構成員の方々のコンセンサスではないかということでもまとめさせていただきました。その具体論については様々な意見がございますので、頂いた御意見を基本的にはそのまま箇条書で掲げていただきまして、この部分の具体化に関しては、これからも具体的な取組を進めていく中で関係者の方々と議論しながらコンセンサスをつくっていくということが必要だと思っている部分でありまして、ここではこういうまとめ方をさせていただきました。

#### 4 おわりに

本懇談会においては、6月11日に第1回の会合を開催した後、限られた時間の中で、障害者の芸術活動のうち、主に美術の分野の焦点を当てて議論を行い、今回、中間的な取りまとめを行った。本懇談会としては、福祉分野を所管する厚生労働省と芸術文化の振興を所管する文化庁が相互に連携・協力し、この取りまとめの方向に沿った取組を着実に推進していくことを強く望む。

事務局からの説明は以上でございます。

○本郷座長代理 ありがとうございました。



それでは、ただいま説明がありました中間取りまとめ（案）に基づいて、意見交換をいたします。

なお、中間取りまとめ（案）の御意見のある方は、該当するページと項目を述べてから御発言をお願いします。

はじめに、私のほうから、座長で話す機会も少ないと思いますので、文言の扱いについてお願いがあります。

5ページの（2）の上の○、下から9行目「芸術文化の発展に寄与するという観点から、非常に重要な課題である」と書いてあるのですけれども、語尾を整えるとか用語の統一の必要があるのではないかという感じを受けます。ほかの部分では「重要である」と書いてあるのがここだけは非常に重要であるという言葉が書いてありますと、特別ほかの部分が必要でないように見えたりするということもありますので、文言の記載の仕方をもう少し精査して、わかりやすく工夫していただけたらと事務局にお願いしたいと思います。

私からは以上です。

それでは、御発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがですか。

では、保坂構成員、お願いします。

○保坂構成員 保坂です。

1ページの大きな1ですとか2になるのですけれども、話の大前提となってしまうかと思うのですが、ここで障害者の芸術活動について我々は話をしているのですけれども、芸術活動はすごく大きく言って創作活動と鑑賞活動も芸術活動の一つに含まれております。皆、共通理解があるという前提でお話ししますと、この2回の会議においては、創作活動にかなり集中して議論が行われて、鑑賞活動についての議論がほとんど行われなかったわけではありますが、ただ、御存じのように、優れた創作活動というのは、その反対側に優れた鑑賞活動というものがあって初めて成り立つところでもありますし、いろんな人たちが障害者に限らず芸術文化としてつくられたものを鑑賞する機会、ないし、そういう優れた施設というものは障害者に対してももっと開かれていくべきだと考えますので、そのことについて何らかの形で補足をしていくべきではないかと考えます。

例えば目の見えない人であるとか耳の聞こえない人であるとか、単なるバリアフリーという意味ではなくて、そうした方々、心身障害者の方、知的、精神問わずに、様々な形で芸術作品にアクセスできる取組が必要であるだろうと。

ついでに申し上げますと、ナショナルセンターということが今、話題として挙がっていて、各地域に根差したやり方だという話になっております。そこで思うのは、各地域に置かれるであろうナショナルセンターというものが単にアール・ブリュットですとか、障害者がつくったものだけを展示する場所ではなくて、障害者が芸術作品にアクセスするための様々なプログラムを積極的に運営するある種のパイロットモデル的な施設になることが望まれるのではなかろうかと。そこで培われた様々な経験値というものを、またその後、

各いろいろな施設に普及していくという役割を担うことも考えられるのではないかと思います。

余談ですが、今日、せっかく持ってきたので、様々な美術館がいろいろな取組をしているのですけれども、世界的に見て一番美術教育、鑑賞教育が進んでいるのはやはりアメリカで、その中でもニューヨークにある近代美術館、MoMA の取組が非常に進んでいるのですけれども、今、彼らは、いわゆる耳の聞こえない人、目の見えない人に対するプログラムはほぼ終えて、ほとんど確立しているのですが、今彼らが進めているのは障害ではないわけですが、認知症です。認知症の人たちに関する鑑賞教育。認知症の人たちに対して、社会参加というものを促したり、言葉でいろいろな表現をすることを促すことで、少しでも認知症の発生を軽減していく実際的な効果も認められているところであるようですので、こうした取組をそのまま導入する必要はないにしても、広い意味でバリアフリーに美術作品にアクセスできるようなプログラムというものも、障害者の芸術活動への支援を推進するという観念のもとに入れていただければと思います。

以上です。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ある方、挙手をお願いします。

それでは、田端構成員、お願いします。

○田端構成員 私からお伝えしたいのは6 ページです。その前に、今の保坂構成員の発言に対して、非常に意義のある取組の御提案を頂いたと思っています。鑑賞活動に対する視点ということで、身体障害のある方ということに限らず知的障害、精神障害の方々も視野に入れた、そういう方々もアクセスしやすい場所というのは、考えていくべきことだと思います。自分の知り合いの発達障害の方のことを思い浮かべていたのですけれども、その方は美術館で作品を見たいと思って訪れるけれども、順路を案内する矢印にどうしても気が引かれてしまって、矢印を追うだけで結局美術館を出てしまって作品を鑑賞できないということを本当に悩んでいる方がおられます。発達障害となると対応に相当個別性がありますが、そういった方々もアクセスしやすいような場所をつくるというのはすごく意義のあることだなと思いました。

私からは、6 ページの一番上の○です。展示などをして、国内国外問わずに評価された「優れた作品を継続的・安定的に保存する観点」とありますけれども、この保存場所について、NO-MA のほうでも課題ですと1 回目にお話ししましたが、これをどう確保するかということの具体案として、今ある地域の美術館を活用することなので、その美術館への収蔵ということもあるのかなと思う一方で、既にある美術館の収蔵庫もいっぱいという現状もあるのでしょうかから、場合によっては、新たにつくるということ、若しくはそういう保存できる場所をどこかにお借りするというような形で収蔵するというということではない

かと思えます。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見のある方。

田中構成員、お願いします。

○田中構成員 6 ページの○の 1 つ目の部分についてお伝えしたいと思います。

私がきょう提出させていただいた資料も参考にさせていただけると有り難いと思いますので、お取り出してください。

この○の部分で書かれております「優れた作品を継続的・安定的に保存する観点から、保存すべき作品を選定する」ということで、保存場所をどう確保するかということから始まる一連の流れについて、1 枚、私のほうの資料をめぐっていただいて、「ナショナルセンターの位置づけ 求められる各種機能」ということで、前回、御提案させていただいたのですが、十分説明し切る運びになりませんでしたので改めて御紹介したいと思ひまして、字面だけですとイメージがわきにくいかと思ひまして、勝手にパワーポイントの資料などを活用してイメージをつくってみました。

4 つのナショナルセンターに求められる機能を整理していく際に、ナショナルセンター機能 A と B と就労継続をねらったわけではありませんけれども、A、B と分けさせていただいて、そこにあえて今回の省庁の違いということでも文化庁と厚労省と、これも勝手にすみ分けさせていただいたのです。基本的には、先ほど芸術作品の保存場所をどう確保し、そして、優れた作品をどう選定するかということについては、既存の美術館などに新たに専用の収蔵機能を設けていただいて、そこを拠点の一つとするということでも、文化庁行政にここは強く期待したいと提案させていただいております。

先ほどの中間まとめでもありました「裾野を広げる」ということについては、ナショナルセンター機能 B ということで、厚労省の障害者支援というような視点の位置づけを強くしたところで、(2) (3) (4) の人材、交流、相談と位置づけております。

しつこい性格なので、もう一枚、裏面を見ていただきますと、同じようなことを違う観点で、芸術活動ナショナルセンターのイメージということで、美術館併設タイプのものは、全国で東西、中央ですと 3 か所ですが、希望を述べれば 5 か所ぐらいは位置づけてほしいなと思って具体的な数字を挙げさせていただきました。

そこでは、権利擁護と相談事業なども美術館の併設の中で、学芸員の方がなされるのかどうかまでは踏み込みませんが、そういった機能もつけ加えていただきたいと思っております。

そして、各地で既に実践をしている方などでこの流れに賛同していただく方がいれば、今回、この会での御案内があったということも前提に、具体的な名前を挙げさせていただきますが、ビッグアイ型でエイブルアートやインカーブなど、また、肢体不自由児協

会の御提案のあった活動なども含めて、障害種別や芸術のジャンルにかかわらず支援していく。更に、展示機能も持っているということも含めてNO-MA型というような、身近な立場で芸術活動・創作支援を行うということをつけ加えさせていただいて、そこでも権利擁護機能としてのアイサ、相談事業を含む対応を盛り込んでいただければということで、最後にナショナルセンターの部分については今後の議論にまた深めていくことに期待されるということで7ページの取りまとめが提案型で終わっていると思いますので、それにつなげた形で議論していただければということで御案内させていただきました。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

それでは、ほかに。

重光構成員、お願いします。

○重光構成員 私は特別支援学校に勤務しておりました関係で、教育現場からの視点ということで発言させてもらいたいと思います。

私が今から発言することにつきましては、6ページの「(3)関係者のネットワーク構築等について」とか、3ページの「3 障害者の芸術活動への具体的な支援の在り方」の(1)、5ページの「(地域において障害者の芸術活動を支援する人材の育成)」、同じ5ページの「(2) 障害者の優れた芸術作品の展示等を推進するための仕組みについて」といったところと関係すると思います。

第1回、第2回の議論の中で少し触れられた部分もあるのですが、どちらかというと、福祉現場での推進・支援の在り方という視点が中心であったように思うのですが、障害のある人でも才能を年少期から発掘して伸ばし、そして、卒業後、そうした福祉の現場とかへつなげていくという視点が必要なのではないかと思っております。

そうしたときに、福祉現場から見て特別支援学校の取組が十分ではないのではないかと声を聞いたことがあるのですが、しかし、逆に先進的に取組をしている地域、学校がございます。京都市の例でいいますと、特別支援学校で才能を発掘して育てたのですけれども、どこへどうつないでいっていいか、例えばこの数年前まで全く情報がなかったという状況なのです。

ですから、才能を見つけて発掘して、そして伸ばしていくという観点がありましたけれども、そのためには年少期からそういう支援をしながら継続をして、やはり生涯にわたって支援を進めていくという観点が必要ではないかと思えます。

障害がないと言われる人たちの場合、自分の才能に気づき、芸術系の高校を選んだり、芸術系の大学に進学したりしている。卒業後は、自分でマネジメントしながら、自分の才能を伸ばし、自分で育てていく。自己啓発ができると思うのですが、障害のある人はそのマネジメントが十分にできない。あるいは家族もなかなか我が子の才能についてよくわからなかったりする例もあるわけです。そうしたときに、年少期、学校時代からそういう才

能に気づいて伸ばし、それを卒業後、福祉現場なら福祉現場に引き継いでいくという観点が必要ではないかと思っております。

私のほうで資料を用意いたしました。京都市は小学校の特別支援学級を育成学級、特別支援学校を総合支援学校と言っているのですが、育成学級と中学生以降の総合支援学校の生徒の作品です。個々の足立茉莉さんという人と高田美貴さんという人の作品履歴の資料をつけております。

まず、1 ページ目の育成学級の作品例を見てください。そこに6点挙げておきましたけれども、1年生、2年生で、これは担任さんに確認したのですが、デッサンのような形です。デッサンとしてしたというわけです。見ていただいたらわかりますけれども、非常に写実力、デッサン力のある作品になっているのではないかと思います。

3番、4番はお話を絵にしたということですが、来年は巳年だということでお話をもとに蛇の絵を描いたのですが、こちらは非常に色彩とデザイン性、構成の豊かな作品になっていると思います。4の「干支のクリスマスパーティー」も同じだと思います。

5番の「ザリガニ」については、これもデッサン力があると思いますと同時に、デフォルメするような一つの能力も発揮し始めているのではないかと思います。

6番もそういうデフォルメの絵です。能力を秘めている作品ではないかと思っております。

2枚目、1～6まで作品を挙げています。これは高等部の生徒さんの作品を中心に挙げました。例えば1番の高2の生徒さんですが、「DRAW 最終回」というタイトルは作品の中で細かくて見えないのですけれども、文字として何回も書いてあるのです。この生徒さんも中3のときに学校で自由に書かせたときに、作中の人物の顔を1個描くのが精いっぱいでありました。2年後に、これだけ画面いっぱいに描けるようになったということです。もちろん、画面いっぱいに描きなさいという指示で描いたというのではなくて、本人がどんどん自分で描き進んでいったという状況であります。

2番、この人は、こういうグラデーションがとにかく好きでずっと描いている。中学校を去っている3年間はほとんど学校に行けていなかったのですけれども、私がおりました特別支援学校に進学してきてから、絵の授業があるのを知って、これを描くようになって、だんだん学校に来るようになりました。こうしたいろんなバリエーションのグラデーションを非常に多彩に描くことができます。

3番の人は卒業した人ですけれども、スケッチが非常にたんなる才能を持っています。そのスケッチですけれども、非常に様式化したようなパターン化したようなデザインがかった作品を描く。

4番の人は、こういう部屋の中の景色などを描くときに、部屋の中の様子を全部、例えばテレビやらタンスや家具やら描くのですが、同時に水屋の中にある食器、タンスの中に入っている服、それらを全部画面に描き写す、そういう表現スタイルを持つ人です。

5番の人は、「闘牛」ということで牛の絵を描いております。色彩感覚が非常に面白いと思います。

6番の人は、絵を描くこともしますけれども、どちらかというと紙を切って作品をつくるのが非常に好きです。大体例えば左側のカニの写真、中2のときですが、画用紙を半分に折って、線とか一切なしで約30秒から1分で切り上げます。

このカニの面白いところは、見ていただいたらわかりますけれども、右側の折り上げたカニ、半分の大きさになっていると思いますが、これは反対側におなかの部分も構成されているのです。同じく針金の自転車、今年になってつくったものです。これも10分程度で折り上げている。空間構成の非常に豊かな人です。

3ページ目を見ていただきましたら、小2の足立茉莉さんという人です。

○保坂構成員 話の趣旨としては、つなげることが大事だという話ですか。

○重光構成員 つなげるのは大事ですが、特別支援学校で才能のある人が結構いるのだということです。そういう人を発掘して育て、そして引き継いでいく、そういう観点が大事ではないかということで話しています。小2の人は、そういうデザイン構成的な能力のある人ではないかと思っています。

4ページ、5ページの人はこの高田美貴さんという人ですけれども、小学校のときの先生に聞きましたら、低学年のときにたくさんデッサンを描かせたということです。非常に写実的なデッサン能力がある人だと思っていますけれども、小5ぐらいからだんだんデッサンを嫌がるようになって、自分でこうしたデフォルメ的な絵とか、空想的な絵に移行してきているということが言えるわけです。

デッサンの効果があるかどうかわかりませんが、それはこれからの研究課題だと思います。そうした観点も含めて、専門的な支援を進めながら、教育現場から卒業までずっとつないでいくような観点も必要ではないかと思っています。

以上でございます。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

では、今中構成員、お願いします。

○今中構成員 今中です。

中間取りまとめ、全体的にできていますと思います。ありがとうございます。

その中で、先ほどから御意見に出ているみたいに、相談支援と著作権の問題は文言がエイブルであろうと、アール・ブリュットであろうと、現代アートであろうと、きっと障害者施設から発信する問題としては全(すべ)て通底している問題なのです。そういう意味では、どこかが集約をして情報発信等取りまとめをしていただきたいと思います。

具体的に言いますと、私は講演会で使わせていただく資料で言いますと、滋賀さんがつくられたもの、それとたんぼぼさんがつくられたもの、その2つで十分です。両方ともす

ごく出来がいいもので、ところどころ、そこからコピーペーストして使わせていただいている現状なので、できましたら滋賀さんとたんぽぽさんが協働なのか、別個なのかかわからないのですけれども、音頭をとってもらって、相談支援、著作権の方法は取りまとめてもらうほうが、我々例えばインカーブにそれをといてもなかなか力的にないもので、その辺は御教示を頂きながら参考にさせてほしいという思いが一つ、相談支援と著作権に関してはあります。

もう一つ、先ほど出た保存の問題、これも障害者施策がほとんど持っている、頭を抱える問題で、現実はどうしているかという、私の家に持って帰っています。廃棄はほとんどしてごさいませんので、インカーブでももうぱんぱんです。毎年毎年、御存じのようにたくさん作品を皆さん描かれるので、その保存が急務。ただ、先ほどわかったみたいに、美術館でその機能を持たせるというのはなかなか現実としてしんどいと思います。そこは保坂さんの御専門だと思います。パンフレットさえもなかなか置く場所がないという美術館が多いもので、それが美術館にということになったら難しいので、きっと一番手前で押さえるとするならば、アート活動している社会福祉法人若しくは NPO、そこらに何かしらのスペースの援助等をしてあげるほうが、きっと一つにそれを集約していったどこかで保存となってくると着地しにくいだらうなという気がしました。

もう一つ、6 ページのところ。文言の整理等ではないのですけれども、6 ページの〇、下から2つ目、美術大学等々でのインターンと書いています。これは前回の懇談会でもお話しさせてもらったみたいに、私は国公立の5 芸大を中心に5 芸大のある地域の社会福祉法人、NPO で活動するところが結びついて連携していくというのが、ナショナルセンターの分散化ということも含めて理にかなっているような気がします。

私の資料で恐縮ですが、まとめてあるものの一番最後が私のものですが、最後のページを見ていただくと、文部科学省のホームページをプリントアウトしたものがあります。下段に7番と書いてあるものです。現在もホームページが残っていますけれども、それをプリントアウトしました。

マーキングしているところを読ませていただくと、芸術系大学の学生等を「学生支援員」として活用し、特別支援学校等への派遣を行ってもいいですよということが書かれています。これが前回の懇談会で本郷委員がおっしゃった東京芸大のホームページも見せていただきましたけれども、実行していただいているという案件がこの辺からきっと発生して、東京芸大に届いて実行していただいている実績がありますので、そういう意味では東京芸大でやられているプラン、今は特別支援学校だけですか。

○本郷座長代理 はい、今は芸術教育推進校として東京都が指定している3校で実施しています。

○今中構成員 そこには地元の社会福祉法人、我々のようなところが絡むということはない

いですね。

○本郷座長代理 まだそこまでは。

○今中構成員 日本の場合は、こういうアーティストはどこに存在しているのだといったら、社会福祉法人なのです。若しくはNPOさん、昔で言うところの作業所さんもそうでしたけれども、一番多いのは社会福祉法人だと思います。

また話が戻りますけれども、やはり今後のことも見据え、学芸員の育成若しくは福祉人材育成、アール・ブリュットなのか云々なのかという文言の整理の仕方も含めて、5芸大を中心に、今、東京芸大さんがやられているものをもう少し範ちゅうを広げて、地域の社会福祉法人と結びついた活動をするというのが懇談会で特に残したい行動というか活動のような気がしています。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

今中構成員のほうは、文言の内容に関しては中間取りまとめに関してはこういう内容で大体包括しているということよろしいですか。

○今中構成員 はい。

○本郷座長代理 それでは、ほかに御意見がある方、どうぞ。

鈴木構成員、お願いします。

○鈴木構成員 話が最初のほうに戻るかもしれないのですがけれども、保坂構成員がおっしゃりました、鑑賞に関してのサポート。最初のプレゼンテーションで私どもの活動の中にも鑑賞サポートをお話しさせていただいたのですが、実際行いました調査では、公共の文化施設や文化にかかわる仕事をされている方の中で障害者をもっと参加させたいという意識はかなり高いのですがけれども、なかなか鑑賞のサポートについて学ぶ機会がなく、またこの中のお話でありましたように、福祉現場との連携がないということが現状ですので、人材育成のほかに、そういった文化に携わるような職、若しくはスタッフに関しての人材育成も支援していくということが盛り込まれればいいと感じました。

以上です。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

日比野構成員、お願いします。

○日比野構成員 場所で言ったら6ページの下から2つ目の○のところになるのかもしれ



ませんけれども、芸大の学生とかがインターンとかで施設に行って理解を深める取組というのがあると思うのですが、この先の話になるのかもしれないけれども、やはり障害者、私の実感として、理解を深めるのと同時に、障害者のアートから逆に私たちが学び取る部分は結構あると思うのです。

最初のところの表紙の1ページ目の上の1の2つ目の○のところに、これまでの芸術の評価軸に影響を与え、芸術の範囲に広がりや深まりを持たせ得るという点で芸術文化の発展に寄与する可能性を有するものであるという部分をもっと具体的な言葉にするとき、いわゆる障害者のアートを理解するということと、もう一つその先に、障害者のアートから学ぶというところの姿勢の文章がちょこっとあってもいいのかなと。そこが最初の芸術に影響を与えるというところにしてみれば、この辺が理解を深めるということで終わっている、障害者アートから学ぶというところがあってもいいかなと思いました。それをやるに当たって、今、芸大、美大の学生が施設に行つてという形になっていますけれども、例えば卒業生であったりとか、若手の作家、若手でなくてもいいと思うのですが、逆に驚きがあると思うのです。ですから、学生というのがあるっていいと思うのですけれども、美大、芸大の卒業生というか、若手作家の経験がある著名な活動作家たちも逆にそういうところから学びに行くことがあってもいいのかなと思いました。

あと、芸術作品の評価は当然物ですが、いわゆる彼らが描いているプロセスというか、描き始めるときの動機づけとか、描いている途中の時間の過ごし方とか、そこに相当衝撃的興味があるというところが大変あって、結果的な作品の評価プラス、当然施設に行くとな制作の現場と出会えるわけですから、そこから学び取るというものも相当あると思いますので、結果の最終的なものと一緒の評価プラス、そのプロセス、あと作品をなぜ描くのか、描かざるを得ないのか、描きたいのか、何をコンセプトにして始めるのかというところを知りたいという欲望はすごくありますので、制作をしている学生たち、若手作家、著名な作家たちが制作現場、施設に行つて一緒に制作をすることによって気づかされる、学び取るというのは、作品プラスプロセスにも多分にあるのかなと思いますので、そういうところの文章をつけ加えてあるといいのかなと思いました。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

理解を深めるというところですね。学ぶであるとか、支援する者自体が学ぶということがかかわってくるということ、あとはプロセス等も含んで、何かそういう学ぶ機会みたいな文言が少しでも入れればいいということですね。

もう一つは、大学の話が今出ていますが、既存の作家と言われるような人たちもこういうものに参加していったらどうかという御意見だったと思うのですが、そういうところでもよろしいですか。ありがとうございます。

ほかに。

今中構成員、どうぞ。

○今中構成員 今、日比野さんに引っかけるところで、うちは金沢美術工芸大学と8年間インターンシップをやりとりしてしまして、作家が非常勤で向こうの講師になって、言葉は出ないのですけれども、ライブアートをやる機会があって、それを見た学生たちが、そこにインターンに来て、うちのところに就職するというパターンもありますので、現実的かと思います。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

保坂構成員どうぞ。

○保坂構成員 同じく6ページの今、日比野さんのほうから指摘があった下から2つ目の○ですが、ここは人材育成のところだと思うのですが、私は美大でも芸大でもなくて、学芸員の多くは、いわゆる総合大学を出ていますので、美大、芸大等としていただけると浮かばれるかなという気がする。

その数行下に「国が行う全国の美術館関係者向けの研修」というのがあって、私の勤務している美術館でも中級、上級キュレーター研修をやっているのですが、実際には非常に人数が限られていて、あと期間もそんなに長くなく、しかも先方に明確な意識がある場合があって、ここを学びたいとかあったりするので、それが果たして適切かと現場サイドでは思います。一方で、美術館関係者向けの何らかの研修の中でやるべきことだと思うので、ここも国等とか適当に入れておいていただけたらうれしいと思います。

もう一つ、先ほどから話題に上がっている保全のところですけども、7ページにあたりして、例えばナショナルセンターの保存ですとか、それ以外のところでも収集、保存ということがあったかと思います。実際にはなかなか難しい問題をはらんでおりまして、例えば多くの国内の美術館は収蔵庫がいっぱいです。だから、既存の美術館に対して既存の施設の縛りの中で保存してくれと言ってもオーバーフローですということで断られるのが恐らく多いかと思うので、新設であるとか既存の倉庫、民間の倉庫を借りるといったことが一つ念頭に置かれると思うのです。

ただ、そのときにもう一個問題になってくるのは、作品の帰属をどうするのか。美術館の収蔵品になるのか、それとも全く第三者的な機関の収蔵になるのかとか、様々な問題をはらんでいるとは思いますが、一方で、今、ヴェネチア・ビエンナーレで澤田さんが出たり、同時期にロンドンでもアール・ブリュットの展覧会が開催されていたりして、とにかくこうした作品に対する熱いまなざしというものが注(つ)がれています。

だから、保存の目的で一体何があるのかということでもまたいろいろ違ってくると思うのです。つまり、いわゆる国外流出を防ぐというのがよくありますけれども、同じようなことがアール・ブリュットに関しても起こるだろうと。そのための保存なのか、それとも今まで全く目を向けられることのなかったことに対する美術側からのある種の積極的な作業

としての保存なのか、様々な意味をそこには持ち得るわけですがけれども、そこら辺、ちょっと慎重に議論しながら、どんな形であれ、保存というものはやっていったほうがいいだろうと思います。

○本郷座長代理 保坂さんに確認しておきたいのですが、例えば美術大学や芸術大学等とおっしゃったのは、ほかにいい言葉ありますか。

○保坂構成員 美術系の大学、美術に関する大学等と、うまいこと言えません。

○本郷座長代理 少しその辺は工夫して。

○保坂構成員 そうですね。よろしく願いいたします。

○本郷座長代理 もう一つ、美術館に収蔵することと、できた作品を保管するという事とは違うと思うのですが、美術館の収蔵というのは、その美術館の一つの収蔵の考え方があると思うのですが、この辺のところは言葉の誤解がないようにしないといけないと思います。その辺のところもこの文章でいいかどうかということも、今の御発言を聞いて、少し確認しておいたほうが良いのではないかと思います。

美術の作品というのはたくさんつくられているのですが、美術館に収蔵されるというのはある基準があるはずですので、この辺のところもこの文言で大丈夫なのかどうかという事の整理をしていただければいいと思います。

ほかに御意見は。

岡部構成員、お願いします。

○岡部構成員 全体の文言というよりは、今までお話に挙がっているようなことについてですが、アクセスに関しては、とても重要だと私も思っています。一度、2007年にアクセスアーツという名目で、障害者のある人がアート活動にアクセスできる場所、又は美術館や映画鑑賞等が全国的にどういったところができるかという調査をしましたが、それが1回きりで終わってしまっていて、継続的にする必要があると思っています。

更に、障害のある人以外の方々がアートにアクセスするという事も御紹介しましたが、昨年度は子供たちが美術館の中で言葉を通して鑑賞すること。美術館の中で子供たちが集団で一つの絵の前で座ること自体を公表するのにこんなに時間がかかるのかと思ったのですが、外国では当たり前に行われていることがなかなか日本ではできにくいという状況があります。障害のある人たちのアクセスということを見ると同時に、多様な人のアクセスを考えることが大事かと思っています。

もう一つ、アート活動には関係ないのですが、一応情報として、インクルーシブデザイ

ンという取組をしまして、ユニバーサルデザインとは少し違う、イギリス発のデザインの概念ですけれども、障害のある方や多様なニーズを持つ、例えば高齢者とか異文化の人たちが一つのデザインをつくっていくのにデザイナーとして協力していく。ただのモニターではなくてクリエイティブに協力していくという取組をしています。その中で、例えば美術館や文化施設へのアクセス、先ほどサインの話が出ましたが、多様な人でもアクセスしやすい、むしろハードの部分が多いですけれども、そういったデザインの分野に障害のある人がかかわっていく。それが場合によっては特定のニーズを持つユーザーということで、仕事にもなり得るのではないかという実験を今行っています。参加すること自体で、その障害のある人の存在自身が一つのデザインの気づきにつながるということです。こういった取組もしています。これが一つの情報です。

もう一つ、権利関係に関してもお話が出ました。私も本当にベーシックな権利というのは普遍的な部分があると思いますので、それは是非していきたいと思っています。と同時に、いつも考えているのが、特に本人が判断できないといった場合に作品を借りるときに、幾ら権利関係を整備しても葛藤というのは残ると思います。本人が判断をしないということなので、ありとあらゆる方法で、この作品を一定期間お借りしますよとか、場合によっては販売をしますということを多分現場の人はできる限り丁寧に、わからないとしてもわかるように伝える義務があると思います。

成年後見というのは、先ごろニュースでも選挙権のことなどが大きく取り上げられまして、本当にそれは大事な権利だと思うのですけれども、成年後見というのは別にアートの限らずその人の権利について考えるということで、突然作品を借りるといときにだけなぜ成年後見が出てきてしまうのかというのは疑問なところであります。

作品について言及されるまで、その人の人生というのは成年後見がついていなかったということで、そこにはいろんな問題があると思ひまして、成年後見という制度を使わなくても、周囲の方々や御家族の方々がその人のことを思っていたということかもしれませんし、もしかしたら、周囲の人たちの理解不足だったかもしれないというような、はっきりとは言えないのですけれども、いろいろなことがついて回ると思います。そこに一つ本人から切り離された作品というものが出ていくときに問題というか、本人が感知しないところで何か動くというときに発生する問題だと思いますので、これは一概に、ただの制度を整備すれば解決するということでは絶対にはないと思っています。

では、どんな解決がいいかというと、まだ私も全然何もないのですけれども、日々葛藤しているというのが正直なところです。

もう一つ、文言で気になるのですけれども、全体的なところはいいと思うのですが、5ページの(2)の1つ目の○、「障害者の芸術作品については、福祉サービス事業所等の現場における理解不足等により」と書いてありますが、これはあくまでも優れた芸術的価値のある作品を探しに行ったときということだと思います。現場の理解不足というのは、ある意味、現場に対して失礼な部分もあるかもしれないと思っています。

というのが、障害者の芸術作品をつくるということが福祉施設の職員の第一の義務ではなくて、何度も言いますが、その人の人生をより豊かに生きるということと一緒に考えるのが福祉施設の職員であると思っていますので、そのあたりは御配慮いただければと思います。この文面を読めばわかるのですけれども、引っかかるような部分があるかなと思っています。

あと保存です。保存もとても大事だと思うのですが、そもそも論ですが、なぜ障害者の作品だけそんなに手厚く保護されなければいけないのかという意見が多分いろんなところから出てくると思います。美術館がぼんぼんで、更に何かつくるといようなときに、普通にアート活動を楽しんでいる方、又は障害がなくても何らかの社会的な弱者というに変ですけども、いろんな状況の方がおられる中で、障害のある人の作品だけそんなに新しい建物をつくって保存するのかという意見が出るのではないかと思っています。

あと、6ページ「(販売や商品化への支援)」というところです。これは特に追加する必要はないと思うのですけれども、作品販売、特に二次使用等になってきますと、恐らく文化庁や厚労省以外に経産省とかが絡んでくるかと思うのですが、最近ソーシャルビジネスとしての取組がとてふえてきていると感じています。それは、福祉施設がビジネスかすることもそうですし、もともとのソーシャルビジネスをやっている方々が障害のある人の表現活動にアクセスするということがふえておりますので、そのあたりでまた発展の可能性はあるかなと思っています。

逆に、作品が直接売れていくということはなかなか経験してもそれほどないのですけれども、そのあたりです。アートフェアに出展すると書いてあるのですけれども、そのアートフェア自体が新しくつくられるべきなのか、国際的にはいろんなアートフェアがいっぱいあると思いますので、そういったところにチャンスをとねらっていくのかということもあるかと思っています。

済みません、幾つか話をしてしまいましたが、長くなりました。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

では、今、御指摘があったところというのは何か所かあると思うのですが、現場における理解不足等というような言葉など、その辺のところの文言を少し検討してみるということの御意見でよろしいでしょうか。

○岡部構成員 別に大丈夫だと思います。そんなに文言を変えなくてもいいと思いますけれども、気持ちとして。

○本郷座長代理 わかりました。

ほかに、中久保構成員、どうですか。

○中久保構成員 今回の岡部構成員と先ほどの今中構成員のお話もあったと思うのですが、その権利保護の仕組みをどう構築するかは非常に難しい問題で、中間取りまとめのワーディングとしてはおっしりとおりという程度の総論的なことしか書かれていなくて、では、具体的に実務が機能するためにどういう形で相談機関、体制づくりをするのかとか、著作権法の普及啓発活動と一言にいうけれども、どういう形でやるのかが効果的なのかというのは、各論の問題として非常に重要で、今後詰めていかなければいけない問題だろうと考えています。

その意味で、前に言及させていただいた滋賀で先取りしたようなことをやったときには、実際、障害福祉サービス事業所のほうでどういうニーズがあるのか、どういう形で相談機関を設けるのか適切なのか。ガイドラインと言っても押し付けでは意味がないので、実態に合ったものという意味ではどういう形が望ましいのかということを知るために一斉にアンケート調査をしました。相当膨大な質問事項に対するアンケートに答えていただいて、一応それも踏まえてのガイドラインの策定だったわけですが、そういった現場のニーズというか、実際各論レベルでどういう形で制度づくりをするのが望ましいのかという視点を持って、制度が走り出してからも不断に現場のニーズをくみ上げて見直していくことが重要だというような内容、中間取りまとめのワーディングとしては、そんなものが一つ入ってもいいのかなと。

ここに書いてあることには何の異論もないわけですが、実際、物事を機能させていくためにはそういう視点が非常に重要だし、それなりに時間と労力をかけて制度を定着させていく必要があるのだろうなというところを4～5ページにかけて「(障害者の芸術作品に関する権利保護)」の最後の○あたりにひと段落加えてもいいのかな、ということを考えて、お話を伺っておりました。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

田端構成員どうぞ。

○田端構成員 先ほど岡部構成員がおっしゃったように、成年後見はここに文言として出てきているのですが、アートのことに限った話ではありません。我々でもパリでの展覧会を機に、御本人と美術館側が契約を結ぶということとなり、契約を有効なものとするために成年後見の利用について推進しましたけれども、それをお話するときに、何もこれは作品を出展するということだけにかかわる話ではないのだということもあわせて説明していました。そもそもこの制度のことを全く知らなかったという方もたくさんいらっしゃいました。アートのことでポッと出てきたのではなくて、知的障害のある方の場合、利用するきっかけはどなたか御親族が亡くなられたときの遺産相続をきっかけに利用したり、銀行の本人確認が厳しくなって、そのことをきっかけに利用し始めたということがあると思

うのですけれども、このアートのことと一つの利用するきっかけとしていいのではないかと思います。ここに出てくると、アートのことに関する事で必要と見えてしまうのかもしれないのですけれども、いろんなところに入っていていいのではないかと思います。

収蔵については、障害のある方の作品でも正当にというか、適正に評価されてしかるべきというか、障害のある人の作品だから収蔵するというのではなくて、その中でも残していくべき、収蔵していくべき、極端な話、先ほど国外流出の話もありましたが、国の宝として守っていくべき作品として収蔵するという観点であれば、障害のある人にだけ、げたを履かせるのかというような話にはならないのではないかと思います。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

今までいろいろと御意見が出てきたところですが、上野構成員、よろしくお願ひします。

○上野構成員 今回、3回目の会議で初めて参加させていただきましたけれども、実質、2回目からでございましたけれども、やむなく欠席を致しまして、これまでの討論につきましては、議事録等見させていただきまして、今回、非常に中間取りまとめにつきましては素晴らしいものが出てきたと考えています。

我々、肢体不自由の親の会、また心身障害児の親の会といたしましては、これまでどうしても手足の不自由な子供たち、例えば口や足で描く美術家というような芸術についても、その手法のほうに立って、それに対してのケアというものになっていました。ただ、ここ近年、マスコミ、マスメディア、個々の優れた芸術性の高い方々が一般に出てくることによりまして、一般の方々にも障害を持っていても素晴らしい才能があるというものが広まりつつ、我々父母の会の親としても、子供たちの才能を出せる場が広がってきたということで非常にうれしく思っているところでございます。

今回、中間取りまとめの中で、我々それぞれの構成員の専門家の先生方とは違ひまして、本当にすそ野の日々子供たちをよく知りながら育てている中で、こういった事業所であったり指導員の方々、また作業所、養護学校、支援学校、療育の場から含めて、生涯を通じて生活の中で一端となるようなものがガイドラインとして挙がってくる。それにはやはりすそ野を広げていく、優れた才能を伸ばしていくものをまた3番以降、障害者、その家族、支援者に対する支援の在り方について、我々としては相談支援の場、それを発表する場、芸術に関する権利保護の場ということを先ほど田中構成員からもございましたけれども、厚労省、文化庁のスキームを使いながら、我々もまた活動の中で広めていきたい。

今後、まだ実質1回目の参画でございますので、中間報告以降、いろんな形で意見を発表させていただければと思ひています。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

そのほか御意見いかがですか。

田中構成員よろしく申し上げます。

○田中構成員 田中です。

先ほどお話をまとめていただいた際に、収蔵と保存の違いということで整理が必要だということがありまして、私が先ほどポンチ絵で示した文化庁の美術館の造設機能を持ってしても収蔵機能を用意していただきたいというのは、収蔵して展示するという価値基準を示していただけるのではないかとということに非常に期待をしておりますので、ただ、作品があふれかえっていくことに対しての倉庫を用意する、それが保存のほうだと思いのですけれども、その辺についてはきちんと価値基準を持って、最後の取りまとめの際には具体的に整理していただいて、必要なことに対しての対応ということで、そもそも今回の検討会は、幾つかの優れた作品が世界と交流ができるレベルに達しているということを踏まえての整理だと認識しておりますので、その違いは非常にきめ細かく詰めていただければと思っております。

あわせて、成年後見のことですけれども、これに付随する制度整理としては、本人の意思決定支援というものもあわせて取り組んでいく。意思決定支援という機能と成年後見というのは、本人の権利擁護を高めるということでは非常に重要なのですが、一本化すべきようなことでもないということも含めて、何か成年後見とかいろいろなかわりを深めようとすると、本人のことを抜きに勝手にとなってしまうがちのところを意思決定支援で固めて、そして、本人の守るべき価値について成年後見で支えると理解しているところですが、まだこれもその意味では今国の制度としてサービスを利用する際に契約行為が行われる点でも成年後見はそもそも必要だということにおいて、出おくれ感のあるような状況ですので、権利擁護を高めるということでは、障害者芸術のことだけではない分野の話になりますので、そういった観点からも出おくれしている状況について、田端構成員からもお話があったように、きっかけとなる状況がこの障害者芸術にはあるということではかありませんので、もっとすそ野を広げた視点でこれは見ていただいたほうがいいかなと思っております。

以上です。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。

重光構成員、お願いします。

○重光構成員 作品の保存の観点ですけれども、先ほどから出てきますように、田中構成員の話にありますような、いわゆる国レベル、ナショナルセンターレベルでの保存というのは、やはりすそ野を広げた中で価値の高い作品が出てきたら、そういう仕組みが必要だろうと思っています。私どものところでは、学校時代の分から徹底して保存しようという



ことで家族も含めて声かけしています。個人の作品履歴をずっときちっとつくっていく。そして、制作中のビデオなども撮りながら、その制作過程の様子を保存していくということを進めています。制作過程、プロセスという話が出ていましたが、保存の観点に、そうしたことも必要だと思います。

いろいろ本が出ますけれども、作品を生み出す過程とかがまだ十分に研究されていないのではないかと考えています。我々のところでも、そのあたりを研究していきたいと思っています。そのためには、プロセスも含めて徹底して保存するということで学校の先生方、家族、そして施設の方々にも声かけをずっとしているところです。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

保坂構成員にお伺いしたいのですが、美術館とかでこういうアール・ブリュットという考え方であってもいいと思うのですが、今この場で議論されているようなこと、美術館の収蔵やそういうことについての議論は何か展開していけるようなきっかけはありますか。

○保坂構成員 正直なかなか難しいと思っているのですが、まだ美術館での展示というのも余りなされていないところで、収蔵というのは基本的に半永久的に収蔵していくわけですから、なかなか判断基準は難しいと思うのです。幸いなことにというか、澤田さんがヴェネチア・ビエンナーレに出られまして、通常、我々が考えるときに、現代美術の作家でヴェネチア・ビエンナーレの作品というのは間違いなく収蔵の対象にはなり得るわけです。ですから、海外による評価がまた逆輸入的に国内での評価になるというのが常に批判される場所であるのですけれども、それをきっかけにして、そういうものが国内にはたくさんあるのだということを再認識してやっていく必要があるだろうと。

常に美術館関係者として福祉の方々に言っているのは、よく作品がたくさんあるので、一括して収蔵してくださいと言われるのですけれども、我々美術館というのは一人の作家1点を入れるか入れないかで本当に真剣に議論していくので、一括収蔵というのは正直難しいところはあるのですけれども、そういう美術館のある種の習性というものも我々から丁寧に説明をしていって、その上でお互い良好な関係を結んでいく必要があるのだろうと思いますし、一気に収蔵まで話を持っていくのではなくて、まずは展覧会をやって、お互い、どういう性格を持っているのかということを理解していくのも大事なのかなと。だから、福祉関係者ないし御家族の方が美術館の性格というものも知っていただき、一方で、美術館のほうも障害者を支える現場というものがどういうことになっているのかというのを理解していただくということで、まずそういう実直なプロセスが必要かなと思っています。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんか。

○田端構成員 7ページの○の1つ目の下にたくさん中点で続いており、上から4行目「芸術作品の評価・発掘・保存・発信等を行う」と書いているのですが、ここまでの取りまとめ（案）のトーンでいくと展示という言葉が入っていたのにここだけ抜かれている感じがあって、なぜかなど。この「等」に含まれますということなのかわからないですけれども、それが一つ疑問です。

続けていいですか。

○本郷座長代理 どうぞ。

○田端構成員 拠点化という話がかかれてあります。中点の1つ目で「地域の美術館や施設を国が支援するというような弾力性をもって考える必要がある」という中で支援と言ったときに、どうしてもハコモノはすごく悪いイメージがありますけれども、自分たちはNO-MAという拠点があっていろいろ活動をしてきました。そういう拠点があるからこそネットワークも組めるし、今、アイサということで相談支援事業もしていますが、そういったことが成り立ったのも、NO-MAがあるからこそ、あそこにいろいろ聞いてみようということから始まっていると思ひまして、そういう意味では拠点は重要だと思ひています。

地域の美術館を拠点としていく場合でも、積極的に展開していくときや、冒頭に保坂構成員のほうからあった、鑑賞をするということについての実験的な場所をつくっていくに当たっては、その特化したスペースを増設するようなことも考える必要があると思ひています。

今、滋賀県でも近代美術館が開館30年を迎えて、いろいろ展開をしようにも、既に今のスペースでは足りないという議論が起こってしまひて、この美術館、新しいところは別なのかもしれないですけれども、今までもいっぱいいっぴいのところに更にこういう地域の拠点としての機能が加わるときには、増設とか改築というようなこともあっても良いと思ひています。

以上です。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

今御意見のあった文言等、上から7行目、そういう部分は検討、精査していただくということになると思ひのですが、よろしくお願ひします。

鮎さんは今までのいろんな話を聞いていて、感想なり御意見があれば一言お願ひしたいと思ひのですが、いかがでしょうか。

○鮎構成員 済みません、ちょっと頭が真っ白になってしまひて。最近、妹に言われたことを急に思い出していて、例えば母が亡くなつてしまつたときとか、私は長女なので、順

番に言えば私が先に死んだときとか、お姉ちゃんの絵はどうしたらいいのみたいに聞かれたことがあって、死んだ後のことはよくわからないし、自分でも決められないけれども、そのことを聞いた妹自身も、生きづらさを持っているので、妹が考えなくてもいいようなことまで背負わしてしまうのはかわいそうかなとか、そんなことを考えていたのです。自分でも第1回のお手伝いをもし頼める人がいたらと発言したと思いましたがけれども、家族だけで抱え込むことなく、助けてくれる人が出てくるといいかなと思いました。

○本郷座長代理 貴重な御意見、ありがとうございました。

企画課長からお願いします。

○井上企画課長 美術作品の保存という言い方と収蔵という言い方があったのですが、美術の世界で何かそういう言葉の使い方について確立した使い方があるのか、その辺を教えてくださいなと思います。一般用語として考えると、美術、芸術の専門家でない立場で考えると、保存というほうが一般的な用語で広い感じで、収蔵というのは、まさにその美術館のコンセプトに合った非常に芸術性の高いものとして評価して一定の評価がそこにあるって収蔵するという、永続的に収蔵するという意味かなという感じもしたのですけれども、その辺でもし何か専門の立場から。

○本郷座長代理 保坂構成員、日比野構成員から、今の御質問に参考になる考えがあればお願いしたいのですが。

○保坂構成員 別に美術界で分けているわけではないのですけれども、ごく一般的に考えて収蔵というのは所有権が移るような感じで、保存というのは、それよりもただ単に行為ですね。だから、変な話、作品の保存に対して美術館がアドバイスをしながら、所有権は持ち主ないし、ほかのところが持ったままということはあると思うのですけれども、収蔵となったら、保存と管理と研究と普及等々に努めて美術館は責任を持っていくことになるわけです。

ただ、収蔵となると、先ほどいろんな御質問もあったように、ハードルが高いのは事実なのです。美術館にとってはハードルが高いと思います。まだ議論がし尽されていないところでもありますから、ハードルが高いからといってストップしていい問題かということ、そうではないので、もし保存ということだったらアドバイスできるよみたいなことなのであれば、まずはそこからでも進めてはいかがでしょうかということ、今、使い分けているのかなという印象を私自身は持っておりますけれども、理想的にはそれは将来的には収蔵していくことだと思いますが、収蔵の一つのイメージをとっても、つくっている側と美術館側のイメージが違う可能性がありますので、まず、そこら辺のすり合わせというものが必要になってくるだろうと。

○日比野構成員 先ほど鮎さんが言われましたけれども、私も作品を妹にどうするのと言われていたのです。私は実家が岐阜ですが、岐阜の実家に作品があるのは保存しているという感じですね。それが美術館でコレクションされると収蔵されたということで、収蔵されると、今、保坂さんが言われたように所有権が美術館のほうに移って、私と言えどもその作品を借りるときには美術館に書類を出してお願いしないと、きちんと美術運送でないと貸し出せない、展示する場所にちゃんと湿度とか温度管理ができていないかというのがないと、作家と言えども、自分の作品が収蔵されているところから自由がきかなくなるというのがあります。でも、実家にあるのは保存、美術館にあるのが収蔵ということですね。

○井上企画課長 この取りまとめでは、例えば5ページの真ん中の(2)の下に「(優れた芸術作品の評価・発掘・保存、展示機会の確保等)」と書いてあって、保存という言葉が出てきて、それ以外にも出てくるのですが、そこは結局価値のある作品が埋もれてしまって毀損してしまうというようなことがないようにするという意味だと思っているので、そういう意味では、その一つの究極の形態というか、形態が収蔵ということで、それ以外にも倉庫を借りて保存するとか、幾つか今日話題に出ましたけれども、福祉法人のようなところが保存するとか、もちろん家族、御自身が保存するとかいろんな保存の形態があって、その中で美術館できちんと評価される作品が美術館の管理のもとにというのが、広い意味での保存の中に収蔵も一つの形態として入っているという整理でここでは保存という言葉を使っているという理解でいいのかなと思います。

○保坂構成員 という理解でいいのだったらいいのだと思います。だから、保存の中に収蔵は含まれるということであればこのままで大丈夫だと思うのですが、日比野さんが言われたことをつけ加えますと、これが結構重要な問題で、つまり、アール・ブリュットに関しても障害者がつくる優れた芸術作品についても、今後普及していくことが大事になるのですが、実は美術館が収蔵しますと、美術館は基本的に頭が固いので、例えば紙に書かれた作品だと、1か月しか展示しては駄目ですとか、学芸員がいるところでない駄目ですとか、普及の機会をむしろシャットアウトしてしまうのです。美術館に収蔵すると、価値としては認められるのかもしれないのですが、その作品の普及に全くもって寄与できない可能性が出てくるので、幸い、アール・ブリュットの作品の多くは、同じような作品を同じようなクオリティでどんどんつくるとというのが一つの特徴としてあるので、そこを使い分けていくことも視野に入れながら、つまり、美術館に収蔵するものと活用するものという、これについてはいろいろな意見があるのですが、例えばそういうことも視野に入れながら、かかわっていくことが重要であろうと考えております。

○本郷座長代理 よろしいですか。

○井上企画課長 基本的にこの取りまとめで保存と言ったときには、一つの形態として美術館の収蔵も含み得ると整理できると収まりがいいのかなと思いました。

○本郷座長代理 という解釈ができると保坂構成員もおっしゃっていたと思います。

○井上企画課長 あと田端構成員のほうから、7ページの○で評価・発掘・保存・発信というときの展示がなぜないのかとおっしゃったのですが、そこは発信という言葉に当然展示も入っているという意味で書いたのですが、展示と発信という言葉も、発信のほうにより広くて、その中に展示が入っているという意味合いで発信ということに入っているのです。更に違和感があれば御指摘いただければと思うのですが、ここではそういう意図で、展示は当然発信の中に入っているという御理解をいただければということ。

地域でハコモノ的なものも意思疎通の拠点として必要だということは、恐らくここに中ポツで箇条書してあることは、それを否定しているということではなくて、中央にハコモノをどんと1個つくったら、それがナショナルセンターだというイメージではないのではないかということを行っているということだと思うので、田端さんのおっしゃっていることを否定することを言っているのではないのかと、事務局で整理して考えております。

○本郷座長代理 大丈夫でしょうか。

あと先ほどの収蔵と保存というところ、実は中久保構成員のほうからも日比野構成員のほうからも所有権と著作権の問題に絡んでの御発言もありましたので、今のような解釈でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

時間も迫ってきているのですが、ほかに御意見はありませんか。岡部構成員、どうぞ。

○岡部構成員 文言がどうのというわけではないのですが、今、ふと、これはどうなのかなと思ったのです。評価ですとか収蔵をしていくときに、障害者の優れた芸術作品ということになっているのですが、今後、恐らく障害のある人とない人の共同作品、連名で出たりすることもあるのですけれども、そういったものは純粹に障害のある人がつくったものだけではないということになるのですが、それが対象になるのかどうか、よかったらそれでいいのかということがあります。

ビジュアルアート以外のパフォーマンス等では、普通に一緒にやるということが前提のようなどころがあるのですけれども、殊、作品になってしまうと、そのあたりの共同性というのが結構キーワードかなと思うのです。この全体の趣旨の文言を進めていくと、恐らく芸大、美大系の人が福祉施設にどんどん入って行って支援していくのですが、恐らくそのうちの何人かは一緒に物をつくったりとか、時にはそれが共同で何か発信をするということにもつながってくると思います。そうなった場合の評価をどうしていくかというのは、

今すぐではないと思うのですが、そういった観点から考えることもあるのかなと思います。

あと皆さん、かかわっている方は御存じだと思うのですが、福祉施設の現場での表現活動というのがかなり支援者ですとか、時には近隣にいるアーティストの方がかなりかかわって生まれているということは御存じだと思ひまして、かかわり具合ですね。ほとんど一緒に描いていたということですか、かかわり方レベルはいっぱいあると思うのですが、そういったことも私は全然マイナスとは思ってなくてプラスだと思ひているのですが、福祉施設での表現活動ゆえのものづくりの面白さ、そういったものを何か考える機会があればいいなと思ひています。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

あとございませんか。

上野構成員、お願いします。

○上野構成員 確認といたしますか、これまで冒頭にも申し上げたとおり、今回初めての参加ですので、「4 おわりに」の2行目に「限られた時間の中で、障害者の芸術活動のうち、主に美術の分野に焦点を当てて議論を行い」となっているのですが、中間報告については、美術といたしますかアート中心ということで今後進めていくということでしょうか。

○本郷座長代理 井上企画課長のほうでよろしいですか。

○井上企画課長 障害者の芸術活動支援については、別に例えば国の施策としてどういう範囲のものを支援の対象にするかと考えたときには、当然美術だけではなくて、音楽とか舞台芸術とかいろんな分野をこれまでもやってきていますし、当然これからもあると思ひます。今回は、1つはアール・ブリュットの非常に大きな動きがあつて、澤田さんがヴェネチア・ビエンナーレに出展されるとか、そういう大きな動きなども踏まえた形で、限られた時間で議論するという事になったので、そういう意味で限られた時間で、まずは美術というテーマで今回議論したということで、国の施策としてどういう範囲を支援していくかということ言えば、美術に限ったことではなくて、今後とも全般を視野に入れてやっていくということだと考えています。

○本郷座長代理 よろしいでしょうか。

日比野構成員、どうぞ。

○日比野構成員 今、岡部さんの言われた、共同作業とか地域でやるプロジェクト系のものとかの評価とか、それこそそれを保存とか収蔵するのはどうなるのかというのは、きょ

うのテーマの障害者のアートプロジェクト系の作品で全国各地ありまして、物ではなくてアクションであったりとか、一人の作品ではなくて協働してやるワークショップ的なものから生まれてきた一つの結果というものをどう評価していくのか、それをどう保存、収蔵していくのかというのはすごく大きな、美術の中でもテーマになっていまして、そういうところで障害者アートをきっかけにして、社会の中でそのアートがどれだけ評価を得たのかということが逆にこちらの視点からのほうが見えやすい場合があると思うのです。ですから、先ほどのここから学ぶという点においては、今、アートが抱えている問題を逆にここからいち早く提案するという可能性もあるのかなと思いました。

○本郷座長代理 ありがとうございます。

時間も迫ってまいりました。あとお一人ぐらいだったら御発言いただけると思うのですが、いかがですか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございます。本日は、中間取りまとめの修正にかかわる御意見も多少出たことと思います。ただ、その取りまとめの趣旨、御意見の内容を見ますと、大きく文章から矛盾するところでもなかったように思います。したがって、本日頂いた修正にかかわる御意見を踏まえて、一応座長代理としまして、私と事務局と相談して中間取りまとめの修正を行わせていただきたいと思います。

構成員の皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○本郷座長代理 では、私に御一任いただくということにさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これできょうの議論は終わりにしたいと思います。

それでは、事務局から今後の中間取りまとめの取扱いについての説明ということでお願いいたします。

○井上企画課長 本日は熱心な御議論をありがとうございました。

中間取りまとめにつきましては、完成をいたしましたら、構成員の皆様方にも送付させていただくとともに、厚生労働省と文化庁のホームページにも公表させていただくという取扱いにしたいと思っております。また、厚生省、文化庁におきましては、お互いよく連携しながら、この中間取りまとめを踏まえて、予算における対応ですとか運用面における対応、こういったことの具体的な取組を検討していきたいと考えています。

○本郷座長代理 最後に両部長のほうからコメントはありますか。

○蒲原部長 最後に御礼の御挨拶をしたいと思います。

3回にわたりまして活発な御意見を頂きまして、本当にありがとうございました。今、話がありましたとおり、座長代理のもとで一定の修正をした上でまとめるということになりました。

この中間まとめの中に書いてある基本的な合意していること、あるいはそれぞれの委員から出された意見、あるいはまさにこの場で言われた意見等を踏まえまして、文化庁ともよく相談しながら、これを具体的に詰めていきたいと思います。

今、話がありましたけれども、具体的には予算というのが一つあります。予算の要求を夏にすることになりますので、そこで一定の何らかの検討をしていきたいと思ひますし、予算の案を出した後、年末までにそれをまた整理していく。いずれにしても、この話はいろいろな意見の中で、きちっと皆さん方と相談しながら進めていくことが大事だと思ひておりますので、そういう予算のプロセスも含めて、これからまた皆さん方に是非御協力あるいは御意見いただきながら、丁寧に進めていきたいと思ひます。

本当にどうもありがとうございました。

○井上企画課長 川端部長、どうぞ。

○川端部長 繰り返しになりますけれども、予算要求に間に合わせるという短い期間の中で3回、熱心にお集まりいただいて、毎回毎回本当にいろんな御提言、御発言いただいたことについて感謝申し上げたいと思ひます。

私自身も勉強の機会を与えていただき、いろいろ考えることが多かった会議だと思ひます。頂いた文章もよく読ませていただいて取り組みますけれども、文言に盛り込まれていない発言の中でも非常に心に残るものがございましたので、そういったことも振り返りながら、これから取り組んでいきたいと思ひますし、役所としても、こうやって一緒にやらせていただいたということはいい経験になったと思ひますので、皆さんとも、また、両省庁よく相談しながら取り組んでまいりたいと思ひます。

本当にありがとうございました。

○本郷座長代理 それでは、本日はこれで閉会といたします。

ありがとうございました。